

# 再開発ニュース Vol.26



岩国駅前南地区市街地再開発準備組合

「まん延防止等重点措置」が全国的に解除となりました。岩国の街も少しずつ活気を戻しつつありますが、早く平穏な日々を取り戻したいものです。さて、当再開発準備組合の主な活動をご報告いたします。

## 岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業 「都市計画決定」が告示されました！

令和4年3月18日に「岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業」にかかわる都市計画決定が告示され、当該告示をもって、本地区における再開発事業が法的に位置づけられました。

岩国市告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、岩国都市計画地区計画及び第一種市街地再開発事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定によりその関係図書を次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

岩国市長 福田 良彦



1 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画地区計画 岩国駅前南地区地区計画

岩国都市計画第一種市街地再開発事業 岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業

2 決定の内容

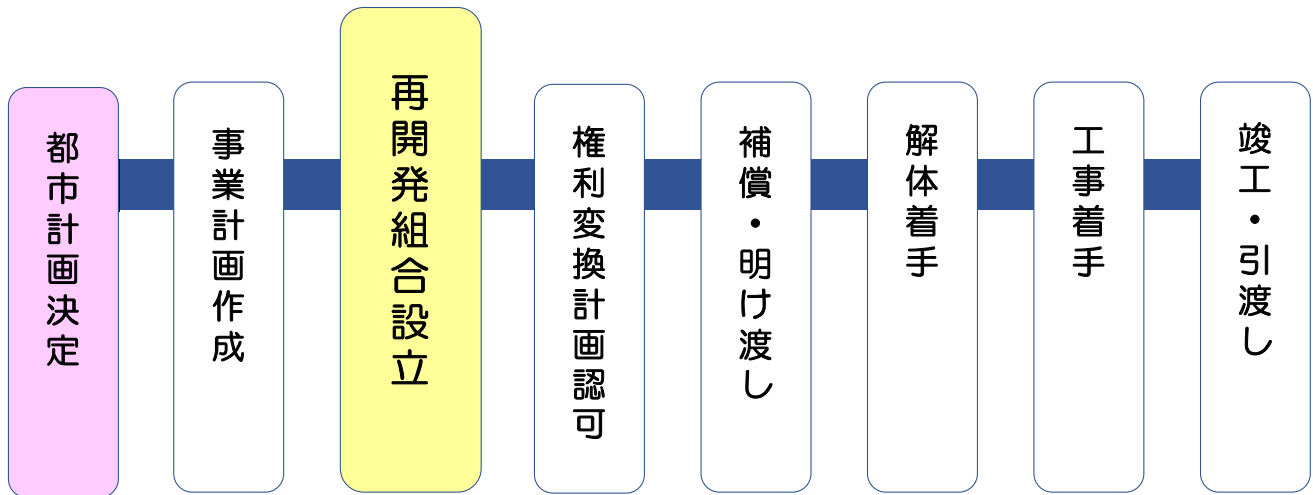
地区計画及び市街地再開発事業の決定

3 縦覧場所

岩国市都市開発部都市計画課 岩国市今津町一丁目14番51号

## 再開発事業の今後の流れ

再開発事業に関する都市計画が決定され、今後は令和4年の秋を目標にしている再開発組合の設立にむけ、事業計画案（施行地区・施行期間・施設計画・資金計画）の作成を進めて参ります。また同時に、にぎわいの創出や魅力ある駅前ビルをめざして、多様なテナントの誘致に注力していきます。



## 境界確認への立ち合いのお願い

昨年の終盤には、みなさまにご協力をいただいて建物調査の作業を行いました。今度は5月の上旬ころにそれぞれの土地を測量させていただきます。その際に隣接する土地の所有者様全員にお集まりいただき、測量専門業者さんのもとで境界の確認をしていただく必要があります。

ご多忙のところ恐れ入りますが、立ち合いにご協力くださいますようお願い申し上げます。日程調整については測量会社（株）ソイル・ブレーン）の担当者よりあらためて事前にご連絡を差しあげます。

そのほか、事業に関するご質問やご意見が生じた際には、いつでも下記の事務局へお気軽にご連絡ください。



発行・問い合わせ先

岩国駅前南地区市街地再開発準備組合

岩国市麻里布町 1-4-3 新岩国ビル 2階

TEL : 0827-35-5150 FAX : 0827-35-5151

HP : <http://www.iwakuni-saikaihatsu.com/>

Mail : [iwakuni.minami@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:iwakuni.minami@iaa.itkeeper.ne.jp)

事務局担当 : 石田・亀谷・中島

